

高砂市心身障がい者連絡協議会事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者が自主的に運営する高砂市心身障がい者連絡協議会（以下「協議会」という。）が行う事業（協議会に加入する団体が行う事業を含む。以下同じ。）に対し補助金を交付することにより、障がい者（児）の福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、協議会が行う研修会、講習会、広報、啓発活動及びこれらを実施するために開催する会議等その他障がい者（児）の自立と社会参加の促進に寄与する事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に要する経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 交際又は事務処理に係る経費
- (2) 親睦又は慰労及び慶弔に係る経費等で構成員等の直接的な利益に帰するもの
- (3) その他この要綱の趣旨に沿わない事業の経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(事業の事前協議)

第5条 協議会は、当該年度において協議会が実施しようとする補助対象事業について、あらかじめ、事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、事業計画書及び収支予算書は、それぞれの事業ごとに作成するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

2 市長は、前項の書類が提出された場合は、その適否を審査し、協議会に対し、その結果を通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 協議会は、補助金を申請する際には、前条第2項の規定により適当と認められた事業をまとめ、一括して交付申請を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付申請等については、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- 1 謝礼金等
- 2 旅費
- 3 消耗品費
- 4 印刷製本費
- 5 役務費
- 6 使用料及び賃借料
- 7 食糧費（1事業につき、全食糧費の半額、かつ、1人当たり1,000円を限度とする。）